

一般財団法人サンクゼール財団 役員等及び選考委員の報酬等及び 費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人サンクゼール財団（以下「財団」という。）の定款第16条及び第33条並びに選考委員会規程第10条に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び選考委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① 役員 定款第27条に定める理事及び監事をいう。
- ② 役員等 役員及び定款第13条に定める評議員をいう。
- ③ 選考委員 定款第53条第1項に基づき置かれる、助成金の選考委員会の委員をいう。
- ④ 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の一切の経費をいう。

第3条（役員等の報酬等）

- 1 財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員等が理事会又は評議員会に出席したとき、その他職務執行をしたときは、1回当たり金5000円の報酬を支給する（役員等が出席義務のない会議体について、代表理事の要請に基づきオブザーバーとして出席する場合も同様とする。）。ただし、その額は、定款第16条第1項に定めるとおり、評議員については各年度の総額が200万円を超えない範囲とし、理事及び監事についても同様とする。

第4条（選考委員の報酬等）

- 1 財団は、選考委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 選考委員が選考委員会に出席したとき、その他職務執行をしたときは、1回当たり金5000円の報酬を支給する。ただし、1回当たりの業務時間が2時間を超過した場合は、超過時間を時給換算し、金1万円を超えない範囲で報酬を支給する事ができる。
- 3 前項にかかわらず、助成金の対象分野により、特殊な知識・技能を有する専門家に委員を委嘱する必要がある場合は、理事会の選任と議決を経て、別途報酬等を定めることができる。

第5条（報酬等の支給）

- 1 役員等及び選考委員の報酬等は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。なお振込手数料は財団が負担する。
- 2 日当は、法令の規定により控除すべき金額を控除した額を支払うものとする。

第6条（講師及び原稿執筆謝礼金）

役員等及び第三者が、財団に依頼されて講師として講演等を行うとき、又は原稿を執筆するとき、その他特別な業務を行うときは、10万円を超えない範囲で、当該役員等及び当該第三者に対し謝礼金を支給することができる。

第7条（費用）

- 1 財団は、役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用及び第三者が財団の為に活動するに当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。前払いを要する場合には、前もって支払うこともできる。
- 2 自家用車で職務の遂行に関わる移動を行った場合は、ガソリン代を下記計算式にて決定する。ただし、移動経路は最も合理的かつ経済的であるものとする。

【計算式】

距離（km） × ガソリン単価（リットル当たり）

上記のガソリン単価は、市場価格により別紙1に定める方法により計算する。

第8条（細則）

この規程を実施するために必要な規則は、理事会で決議し、評議員会の承認を経ることにより別に定めることができる。

第9条（規程の変更）

この規程を変更するときは、評議員会の決議を経なければならない。

付則 この規程は、一般財団法人設立の日から施行する。

改訂 2025年3月20日

別紙 1

【時期】

原則として、年に1回、4月1日付にてガソリン単価改定を実施する。なお、相場が乱高下した場合には、年度の途中であっても改訂することがある。

【算出方法】

① 資源エネルギー庁 給油所小売価格調査結果

(https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl1007/results.html) をもとに、当年1～3月の長野県におけるガソリン平均単価を算出する。

② ①で算出した平均単価に消耗品費として10%上乗せした額を算出する。

③ ②で算出した額を1リットル10km相当で換算し、1km当たりの金額を算出する。

④ ③で算出した額を小数点以下四捨五入する。